運賃分科会設置要領（案）

（目的）

第1条　本分科会は、飯能市地域公共交通対策協議会開催要綱（以下「開催要綱」という。）第6条第1項に基づき、運送に係る運賃及び料金について協議することを目的とする。

　（位置付け）

第2条　本分科会は、道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項で規定さ

れている協議会とする。

（委員）

第3条　本分科会に属する委員は、次の各号に掲げる者から会議の開催ごとに飯能市

地域公共交通対策協議会会長（以下「協議会会長」とする。）の指名をもって構成す

る。

(1)　市職員

(2)　当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者の代表者

(3)　関東運輸局長又はその指名する者

(4)　関係住民の意見を代表する者

(5)　関係行政機関の職員

（座長）

第4条　本分科会に座長を置き、協議会会長が指名する。

2　座長は本分科会を代表し、会務を総理する。

3　座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指名する者が職務を代理する。

　（会議）

第5条　本分科会の会議は協議会会長が招集し、本分科会の座長が会の進行を図る。

2　本分科会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　委員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させるこ

とができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4　会議の議決方法は、出席した委員による全会一致を原則とする。ただし、意見が分

かれる等座長がやむを得ないと認める場合において、当該議決事項に関し利害を有する委員の同意があるときは、出席した委員の3分の2以上の多数をもって決するものとする。

5　本分科会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めて意

見又は説明を聴くことができる。

（会議の開催を要しない場合）

第6条　次の各号に掲げる事案については軽微な事案として取り扱うこととし、会議の開催を要しないこととする。

　 (1)　均一運賃を適用する路線（系統）において、系統変更を伴う停留所の新設や変更、路線の付け替えや一部延伸があった場合（競合する路線がある場合、路線延長により当該路線が初めて他の市町村に乗り入れする場合を除く。）でも、運賃額に変更がない場合

　 (2)　毎年のイベント行事等に係る営業割引を実施する場合

 (3)　工事等により一時的な迂回が生じる場合の路線等を変更する場合

 (4)　新たな決済手段を追加する場合

（庶務）

第7条　本分科会の庶務は、市民生活部交通政策課において処理する。

（補則）

第8条　この要領に定めるもののほか必要な事項は、委員協議により定める。

附　則

この会則は、令和　年　　月　　日から施行する。